

青山コミュニティハウス利用のきまり

住みよい地域社会の ふれあいの場である「青山コミュニティハウス」の利用者は、譲り合いの気持をもってお互いに仲良く利用し、防災に心がけ秩序を守り、施設及び環境を大切にします。

開館時間 午前 9 時～午後 9 時

利用時間区分

午前の部 9時 ～ 12時45分

午後の部 13時 ～ 16時45分

夜間の部 17時 ～ 20時45分

※ 但し、準備、後始末・清掃の時間を含み終了時刻を厳守する！

休館日

- 1 毎週月曜日と休日
- 2 8月13日から8月16日まで
- 3 12月29日から1月3日まで
- 4 選挙投票所開設に伴う投票日前日の夜間及び当日
- 5 その他市長が特に必要であると認める場合

利用手続き等

- 1 利用責任者は、原則として利用の1週間前迄に、直接又は電話で申し込む。
但し、初めての定期利用者並びに随時利用者は**利用許可申請書**を提出する。
- 2 定例利用団体は上・下半期に分けて所定の様式で一括申し込む。
- 3 利用承認は、原則として申し込み順とする。
- 4 **地区自治会の住民・団体の申し込みは優先する。**

利用にあたっての注意事項

- 1 使用責任者は受付に団体名又は行事名を告げて入館し、使用後は終了時刻と利用人数を記帳する。
- 2 承認された時間内で準備、後始末・清掃をする。**ゴミは各自持ち帰ること！**
- 3 使用の取り消し、変更は速やかに連絡する。
- 4 食事及び飲み物（酒類）を扱う場合は、あらかじめ申し出て了解を得る。
- 5 無断で利用場所の変更及び、備品等を使用しない。
- 6 機器及び施設を毀損した場合は必ず届け出る。（実費弁償を求められることがある）
- 7 自動車の乗り入れは、**1団体3台までとする。乗り入れが3台を超える場合は申し出て了解を得る。**
- 8 施設敷地内は全面禁煙。

禁止事項

次の場合は利用を許可しません。また、違反行為があったときは直ちに許可を取り消し、以降の利用を禁止します。

- 1 公益、風俗、秩序、環境を乱す行為。
- 2 営利を目的とした行為。
- 3 当ハウス管理運営上支障があると認められるとき。

利用料

利用料は各室、時間ごとに記載の通りとし、利用前に納入する。

定期利用団体の利用料は、月単位で当月の初回利用時に一括納入する。

また、利用中止の申し入れは、利用日の5日前までにする。それ以降の中止の場合、該当の利用料を納入し、払い戻しはしない。

(単位 円)	午前の部 9時～13時	午後の部 13時～17時	夜の部 17時～21時	飲食の場合 の料金加算	面積
和室 A	500	500	500	500	15 畳
和室 B	500	500	500	500	12.5 畳
会議室 A	1,000	1,000	1,000	1,000	54.4 m ²
会議室 B	500	500	500	500	19.5 m ²
講座室	1,000	1,000	1,000	1,000	102.7 m ²

コピー等利用料

- 1 コピー利用料 モノクロ1回 (1面) **A3は 10円**、A3以外は 5円
カラー 1回 (1面) **A3は 30円**、A3以外は 25円
(両面印刷は2回(2枚)として計算)
- 2 ラミネート加工料(フィルム代込) (1枚) **A3は 25円**、A4は 15円

その他

- 1 グループの最小限度の所有物は、許可を得て所定棚に格納することができる。
但し、紛失破損等について保管責任はもたない。
- 2 上記に定めのない事項は、その都度運営委員会が決定する。

付 則

1. このきまりは、平成16年4月1日より実施する
2. 平成21年9月4日一部改正し、平成21年10月1日より実施する
3. 平成22年3月5日一部改正し、平成22年3月5日から適用する
4. 平成24年4月13日一部改正し、平成24年4月1日に遡り実施する
5. 平成24年12月12日一部改正し 平成24年12月12日より実施する
6. 平成26年 4月4日一部改正し 平成26年4月1日に遡り実施する
7. 平成28年10月1日一部改正し、平成28年10月1日より実施する
8. 令和1年10月7日一部改正し、令和1年10月1日より実施する
9. 令和2年4月10日一部改定し。令和2年5月1日より実施する
10. 令和7年4月25日に一部改定し 令和7年5月1日より実施する
11. 令和8年3月21日に一部改定し 令和8年4月1日より実施する